



2020年2月27日 第2409回例会
2月第4例会

テーマ ROTARY: ROTARY CONNECTS THE WORLD
「ロータリーは世界をつなぐ」

本年度会長テーマ
「原点を確かめ、もっと親睦、もっと奉仕を！」

「平和構築と紛争予防月間」

◆ 会長時間 ◆

斉藤会長



たいへん残念なお知らせがあります。3月7日に予定しておりましたクラブ創立50周年記念例会、式典、祝賀会、懇親会は中止とし、延期することになりました。新型コロナ

ウイルスの感染拡大を受けて、政府、広島県、広島市などの感染予防対策の方針を鑑み、本日の例会前に開催された創立50周年行事実行委員会企画調整委員会でその方針が決定され、その後の臨時理事会で承認されました。誠に苦渋の判断であったことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

さて、先日2月23日はロータリーの115回目の誕生日でした。1905年2月23日はロータリー史上、最も重要な日であります。ロータリー最初の会合がシカゴの中心街ディアボーン・ストリートにあるユニティー・ビル711号室で開かれました。その会合に参加したのは、弁護士のポール・ハリス、石炭商のシルベスター・シール、仕立業のハイラム・E・ショリー、鋳山技師のガスターバスH・ローアの4名でした。この部屋は国際ロータリーの75周年にあたるシカゴでの1980年ロータリー国際大会にちなみ、地元のロータリアンがその同じ部屋を賃借し、20世紀初期の家具を用いて当時のオフィスを復元しました。これはガスター

バスH・ローアの部屋であり、2回目の会合はポール・ハリスの事務所であり、3回目の会合はシルベスター・シールの貯炭所の事務所で開かれました。友情を分かち合い、事業と専門職務の知り合いの輪を広げようと会合を持ちました。会合を重ねるごとに会員が増えると同時に、例会場は会員の事務所を持ち回りすることにしました。このことにより、会の名称をポール・ハリスが「ロータリー・クラブ」はどうか?と提案し、この名前が全会一致で可決されました。これから以後、我々の団体はロータリー・クラブとなったわけであり

ます。なお、ユニティー・ビルは1989年に取り壊され、711号室もなくなりましたが、部屋はその後、米国イリノイ州エバンストン（シカゴの北に隣接）にあるロータリー世界本部で復元されることとなりました。今日、世界本部を訪問した際にこの部屋に立ち寄ることができます。また、webサイトに掲載されていますこの部屋のレプリカを360度画像でご覧いただくこともできます。

真に国際的な団体であるロータリーは、創設後わずか16年の間に6大陸へと広がりました。日本では1920年（大正9年）に初のロータリークラブ（東京ロータリークラブ）が創立され、今年100周年を迎えます。今やロータリーの会員は、世界が直面する諸問題を解決するために、地球の隅々で活動しています。

● 会務報告

加藤幹事

※次週 5日の例会は7日開催の創立50周年記念式典に変更となっておりますが、7日の記念式典はコロナウィルスの影響により中止・延期となりました。5日も7日も例会はありません。お間違えの無いようお願いいたします。

※他クラブ例会臨時変更

- 3月17日(火) 広島安芸RC 休会
- 3月18日(水) 広島陵北RC 休会
- 3月23日(月) 広島中央RC 休会
- 3月31日(火) 広島RC 休会
- 広島西南RC 休会
- 広島安芸RC 夜間例会に変更

● 委員会報告

※ プログラム・出席委員会

出席報告 大本君

本日 (2月27日・木曜日)

会員数	87名	出席者	82名
欠席者	5名	ご来客	2名
ご来賓	0名	ゲスト	3名
		計	87名

4週間前の例会 (1月30日・木曜日)
出席率 100%



※ 原次年度幹事

例会終了後、4階「カメリア」において第1回次年度クラブ協議会を開催いたしますので、理事役員および各委員長は出席願います。

● 会員記念日



奥様お誕生日おめでとうございます。

(10名)

日域君	祐子夫人
坂田君	玲子夫人
寺岡君	浩美夫人
小橋君	裕子夫人
上田君	美智子夫人
大植君	香代子夫人
井下君	由紀子夫人
江川君	真紀夫人
垣見君	加代子夫人
山木君	路子夫人

👑 1月決算月おめでとうございます。

(4名)

笹野君	おおたけ様
井原君	(医)井原クリニック
中岡君	様ナカオカ
久保君	様サンフレッチェ広島



● スマイルボックス

SAA 中村君

😊 建築関係の皆様

森信君、荒川君、川西君、前橋君、古本君

公益社団法人広島県建築士会が、11月13~15日に広島グリーンアリーナを主会場として「第63回建築士会全国大会広島大会」を開催します。

同全国大会の広島開催は、昭和41年の第10回大会以来54年ぶり2回目です。

建築関係の皆様、ご出宝をお願いします。

😊 田島君

経済レポートによりますと、広島アルミニウム工業様さんは、今年11月で15回目を迎える囲碁の大会「広島アルミ杯・若鯉戦」を開催されます。

盛会を祈念しまして、ご出宝をお願いします。

● スマンボックス

😊 囲碁同好会の皆様

浜田君、日域君、香川(基)君、尾形君、小田君、田中君

2月1日に恒例の西RCと西南RCの囲碁対抗戦が開催されました。

両チームとも5名ずつの参加で、西の9勝、西南の13勝で、西は準優勝でした。と、西ロータリークラブ会報に報告してありますが、要は負けたということで、囲碁同好会の皆様をスマンボックスにご招待いたします。





三栄グループについて

小宇羅 元俊 君

皆さん、こんにちは。親睦活動委員会の小宇羅です。

はじめに三栄グループについて話し、メインでは、実体験に基づくスマホ紛失事例についてお話ししたいと思います。

現在、三栄グループは合計8社で構成し、グループで広島市でコインランドリー『三冠王』を中電病院の裏の大手町店を皮切りに白島店、牛田店、緑井店、草津新町店、楽々園店、祇園店の合計7店舗運営しております。店内は、いつでもシンプルで清潔さを保つことをモットーとしています。また、業界で話題のダニ対策も積極的に導入しております。これから花粉やPM2.5、黄砂などでベランダに洗濯物を干せない季節がやってきます。乾燥機だけでもぜひこの機会に試してみてください。それではスマホ紛失事例についてですが、先月の1月31日のことです。夕方6時半頃、帰り支度をしている時です。どこを探しても個人のiPhoneが見当たりません。そう言えば昼間に外でランチをした時にニュースや雑誌をiPhoneで観てから、それ以来全くiPhoneに触れていないことに、その時気が付きました。お店にあるかと思い、急いで電話しましたが預かり物にはないとの返事。そこでパソコンで『iPhoneを探す』を立ち上げて探したところ、事務所のある広島商工会議所ビルではなく、全く知らない住所を指していました。最初、吉島を指して、しばらくすると新天地公園辺り→アーバンビュー→幟町→最後にはワシントンホテル付近で止まりました。おそらく店に置き忘れたiPhoneを知らない人に盗られて、その人が車で移動しているのだということが分かりました。すぐに『iPhoneを探す』で紛失ロックをかけ、初期化までしました。続きまして、スマホを

紛失したときの対処法をドコモ、iPhoneを中心に説明します。まずドコモの場合0120-800-0000に連絡して電波を止めてもらいます。その後、最寄りの警察署に紛失届けを提出し、受理番号をもらいます（警察署は電話対応可能）。この際の受理番号と届けを出した警察署名は、ケータイ補償サービスを受ける際に必ず必要です。

次にケータイ補償サービスについてですが、このサービスは紛失したケータイと全く同じ機種・同じ色のケータイを補償してくれるサービスです。1年間で2回まで利用することが可能で、1年以上経過したら回数がリセットされ、再度また年間2回までOKとなります。紛失の場合はSIMカード代も入りますので約14,000円の費用負担で新しいケータイが補償されます（尚、支払にはdポイントも使用可能）。もし紛失したケータイが見つかった場合、箱を開封せずに送り返せば補償サービスはキャンセル扱いとなります（ただし、経過日数に制限がありますのでご注意ください）。すでに箱を開けた後にケータイが見つかった場合は、新しいケータイを今後は使い続け、発見されたケータイを同封されている返送用の封筒に入れて送ります。ドコモユーザーだとお得なdカードゴールドと言うクレジットカードをお持ちの方も居られるかと思いますが。このカードには10万円までのケータイ補償が付いています（AppleCareに加入している場合は、使えません）。ドコモショップの店頭販売価格が、10万円未満であれば機種代金は0円で交換可能となります。どのコールセンターにも言えることですが、電話を掛けている方が多い為、担当者に継るまでに10分以上掛かることが多いです。あと、交換機種が来た際にぜひチェックしていただきたいこととして、新しいiPhoneに紛失したiPhoneが紐付いていないかの確認があります。設定→1番上の名前→真ん中あたりに新しいiPhoneに紐付いているデバイスの一覧が載っております。もし、そこに紛失したiPhoneがあったら新しいiPhoneと同期する危険性があります。必ず削除しましょう！

次に、スマホを紛失した際の各種再設定です。

Suicaはスマホに紛失ロックをかけた段階で停止状態になります。ただ残高は、Suica側のサーバーに保存されていますので、ウォレット→右上の+ボタン→続ける→Suicaを選択→右上の次へを押すと復旧が完了します。

続いてLINEですが、LINEを最初の初期の段階から使用されている方は電話番号がLINEに紐付いていない可能性があります。電話番号が紐付いていないと再設定に必要な通知番号が届きません。プロフィールで確認可能ですのでぜひ確認してみてください。もし電話番号が紐付いてなくてスマホを紛失した場合はどうすればいいか？

LINEの利用者は全世界で2億人以上の為、コールセンターが存在しません。LINEのお問い合わせフォームで登録詳細を打ち込んで送信します。自分がLINEで使用していた名前やプロフィールに登録をしている写真の内容を出来る限り、詳しく説明します。本人確認が取れ次第、LINEより復旧する為のメールが届き、再設定可能です（時間限定）。あと、最近キャッシュレス還元でPayPayなどの電子マネー決済を利用されている方は多いと思います。PayPayやd払いを使用する際の注意点が2つあります。

『設定しているのにFace IDやパスワード入力が機能しない』ことがありますか？

Face ID等が機能しません理由は、履歴がスマホに残っており、ログイン状態のままだからです。そういう時は、画面を下から上にもち上げて履歴を消去しましょう（ホームボタンのあるiPhoneの場合は、ホームボタンを素早く2度押しをしたら履歴画面がUPされます）。あとコード決済をする際は後にも十分に気を付けてください。コードを写真に撮られたら悪用される危険性があります。

最後に置き忘れ等の対策グッズを2つ紹介します。

1つめは家電量販店で販売されている『Tile』と言うものがあります。音を鳴らして場所を知らせてくれたり、スマホを見つけたり、最後に検知した場所を記録してくれたり、スマートスピーカー等にも対応しております。タイルも非常に有効な

んですが、置き忘れ対策としては、今ひとつです。

2つめは『紛失防止タグ』です。ほとんどの機能は『Tile』と一緒になんですが、スマホとタグが約30～50m近く離れたらタグが鳴って知らせてくれる機能があります。

平成30年度の統計では、日本全国で年間約40万個のお財布の落とし物があり、年間約26万個のケータイの落とし物があるそうです。ケータイの落とし物は、年々着実に増えているそうです。皆さんもスマホの置き忘れ等には十分気をつけてください。



最近の相続法と手続きに関する改正について

田川 昭夫君

相続に関する法律や手続きが約40年ぶりに大幅に見直しされ、原則、昨年より順次施行されています。その中から影響の大きいと思われる次の4つの事項を紹介させていただきます。

1. 配偶者居住権の新設

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割により、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになる権利のことです。また、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

配偶者居住権という仕組みは、所有権という権利を、「使う（住む）権利」と「その他の権利」に分離をして、別々の人が相続することを認める仕組みです。配偶者には「使う（住む）権利」を、その他の相続人には「その他の権利」を相続させることが可能です。

この「使う（住む）権利」のことを、配偶者居住権といい、「その他の権利」のことを、負担付所有権といいます。負担付所有権の評価方法

は、複雑でわかり難いと思われませんが、どうやら上手に使えば節税になりそうです。

また、配偶者居住権は、その登記が必要になります。登記がなければ、第三者に対し対抗力を持ちません。この登記は、建物に対してのみ行い、敷地となる土地には登記しません。さらに、配偶者居住権は、配偶者にだけ認められた特別な権利なので他人に売却できませんし、その配偶者の死亡によって消滅するため、その権利を誰かに相続させたりすることもできません。配偶者居住権が消滅した後は、負担付所有権を相続していた人が、その不動産の権利を丸ごと所有することになります。つまり、通常の所有権という形に戻るといえるわけです。

2. 相続された預貯金の払戻制度の新設

平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、複数の相続人がある場合、遺産分割の合意がなされるまでは、単独での払戻しができないこととされました。そのため、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などお金が必要であっても、預金の払戻しが受けられないため支払えないなどの困った状態に追い込まれることもありました。

しかし、令和元年7月1日施行済みの相続された預貯金の払戻制度により、預貯金債権の一定割合（金額による上限あり）については、家庭裁判所の判断がなくても銀行等の窓口で支払いを受けることが可能となりました。

計算式 預金債権×1/3×当該相続人の法定相続分=単独での払戻可能額

ただし、同一の金融機関の限度額は150万円と規定されています。

3. 自筆証書遺言の方式緩和

これまで、自筆証書遺言を作成する場合には、全文自筆する必要がありました。そのため、書き損じた場合は、全文書き直すか、法定された厳格な訂正方法に従い訂正しなければならないため、利用し難い方式でした。

しかし、平成31年1月13日から施行済みの

方式緩和により、自書によらない財産目録を添付することが可能となりました。遺言書の本文はこれまで通り自筆しなくてはなりませんが、財産目録をパソコンで作成したり、通帳のコピーを添付したりすることが可能となり、例えば、別紙目録1の不動産を法務 一郎に、別紙目録2の不動産を法務 花子に相続させる。などと自筆し、その不動産の明細はパソコン等で作成した目録を編綴すればよくなりました。今後は利用される方が増加すると思われます。

4. 法務局における自筆証書遺言の保管制度

これまで、自筆証書遺言を作成した人は、自ら保管するか、親族や弁護士等第三者に保管を依頼していました。そのため、相続発生後に遺言書が発見されない場合や遺言内容に不満のある相続人により隠蔽されたり、折角作成した遺言書が日の目をみないこともありました。本年7月10日から施行される保管制度により、自筆証書遺言を作成した人は、法務大臣の指定した法務局に遺言書の保管を申請することができます。

新たな利点として、法務局に保管された遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となりますし、遺言者の死亡後に、相続人等は遺言書が保管されているかどうか調べたり、写しの交付請求や閲覧が可能となります。



新会員卓話

● 卓話予告

日時	テーマ
3/19(木)	パラダイムシフトの必然!!(新規開発から再生事業へ) ～マリーナホップ、風の国再生事業の検証～ みどりグループ代表 杉川 聡 氏



例会日・木曜日 12:30~13:30
例会場・ANAクラウンプラザホテル広島
会長 斉藤 昭一
幹事 加藤 博基

事務所・〒730-0011 広島市中区基町6-78
リーガロイヤルホテル広島13F
TEL 082-221-4894・FAX 082-221-4870
E-mail: hwrc@godorc.gr.jp
作成・会報雑誌・広報委員会

広島西RC

検索

